

# 学術交流協定締結大学であるミュンヘン大学と 食品衛生学の教育研究について協議

耕 野 拓 一

畜産衛生学専攻食品衛生経済学講座助教授

## 1. 目 的

学術交流協定締結大学であるミュンヘン大学と食品衛生学の教育研究について協議するため

## 2. 期 間

平成16年8月2日～平成16年8月10日

## 3. 場 所

ミュンヘン大学獣医学部

## 4. 内 容

学術交流協定締結大学であるミュンヘン大学と食品衛生に関する教育研究の協議を行った。協議において、欧州連合の食品法に関する知見を得たので、ここではその概略を報告する。

欧州連合では、1980年代後半からBSEをはじめとする多くの危機的な食品事件を経てきたが、人間への感染可能性が公表されたBSEの第2次危機の後に食品安全対策の抜本的な改革に着手してきた。97年の「欧州連合における食品の一般原則に関する緑書」を出発点とし、2000年の「食品安全白書」により、新しい食品安全政策の基本方向が提示されている。

この白書では、高水準の消費者健康保護を確立するため、フードチェーンの隅から隅まで（「農場から食卓まで」）をカバーする包括的で統合的なアプローチを提起し、事業者の食品安全に対する第一義的な責任とそれに対する公的コントロール、食品チェーンを通じたトレーサビリティの要求、政策の再検討と透明性、リスクアナリシスによる政策基盤の形成と必要な場合の予防原則の採用、食品安全庁の設立を提言している。

これにもとづいて、2002年1月に規則（EC）No.178/2002が欧州議会を通過し、あらゆる食品関連法の基礎となる一般原則と一般要件が制定され、あわせて欧州食品安全庁の設立が決定された。一般原則と一般要件は、同規則の第2章「一般食品法（General Food Law）」（表1）に定められている。

また、科学委員会の意見にもとづいて個別法の見直しが進められている。とりわけ食品衛生に関

する法令の見直しは1964年以來の衛生政策の抜本的改革とされ、農畜水産物の16の品目別指令と食品衛生指令とを統合し、4つの規則と1つの指令にまとめられる。また、食品や飼料の公的監視に関する法令の統一、一貫性の確保がはかられようとしている。

表1 欧州一般食品法「食品法の一般原則と一般要件の規定、欧州食品安全庁の設立、食品安全に関する手続きの規定を行う欧州議会と理事会の2002年1月28日規則(E C)No.178/2002」

## 第2章 一般食品法 (General Food Law)

### 1. 食品法の一般原則 (第1節)

#### (1) 一般的な目的 (第5条)

- ①人間の生命や健康の高水準の保護、消費者利益の保護—食品取引の公正な慣行を含む—  
(動物衛生や動物福祉の保護、植物衛生や環境の保護を考慮)
- ②一般原則と要件にしたがって製造・販売された食品と飼料の共同体における自由移動の達成
- ③国際基準の考慮 (ただし、有効でなく、不適切な場合、科学的な正当性がある場合、共同体で適切であると決定された保護水準と異なる場合は除かれる)

#### (2) リスクアナリシス (略) (第6条)

#### (3) 予防原則 (precautionary principle) (第7条)

#### (4) 消費者の利益の保護 (不正・欺瞞的慣行、粗悪品、消費者を誤認させる慣行の防止) (第8条)

### 2. 透明性の原則 (第2節) (①食品法の準備・評価・改正における市民の公聴会、②健康へのリスクとそれに対する措置に関する市民への情報) (第9条、第10条)

### 3. 食品貿易の一般義務 (第3節) (①②輸入、輸出される食品・飼料の食品法要件および国家間協定への適合、③国際基準の発展、基準に関する作業の調整、同等性認識の調整、途上国のニーズへの注意、高水準の保護の確保および国際的な技術水準と食品法の整合性) (第11条～第12条)

### 4. 食品法の一般要件 (第4節)

#### (1) 食品安全要件 (第14条)

- i 食品は安全でなければ市場に出されてはならない
- ii 安全でない食品
  - a. 健康に害を与える
  - b. 人間の消費に不適
- iii 安全でないことの決定への考慮
  - a. 消費者、生産、加工、流通各段階での通常の利用
  - b. 消費者へ提供される情報
- iv 健康への害の決定への考慮
  - a. 次世代への影響
  - b. 毒物の累積的な影響
  - c. 特定のカテゴリーの消費者の特殊な健康上の感受性

- v 消費に適しているかどうかの決定への考慮（外的要因，食品の状態を問わない）
  - vi バッチ・ロットの扱い
  - vii 共同体規制への適合
  - viii 食品の市場への供給の制限，回収
  - ix 共同体規定がない場合
- (2) 飼料安全の要件（第15条）
- i 安全でない飼料は市場に出されたり食用動物に与えられてはならない
  - ii 安全でない飼料
    - a. 人間や動物の健康に負の影響を与える
    - b. 動物から得られる食品が人間の消費に安全でない
  - iii～viは食品のvi～ixに該当
- (3) プレゼンテーション（第16条）表示，広告，プレゼンテーション（外見，包装，陳列の並べ方など）は，誤認を与えてはならない
- (4) 責務（第17条）
- i 事業者は食品安全の要件を満たすこと，その検証
  - ii 加盟国による監視，検証（市民へのコミュニケーション，監視・モニタリングのシステムの維持，刑罰に関する規則の制定）
- (5) トレーサビリティ（第18条）
- i 食品，飼料，それらの原料のトレーサビリティを生産，加工，流通のすべての段階で確立
  - ii 事業者への供給者を確認するシステム
  - iii 事業者の供給先を確認するシステム
  - iv 適切な表示
- (6) 食品に関する責任（食品事業者）（第19条）
- i 製品回収
  - ii 包装，表示，食品の安全に影響を与えない流通業者の製品回収，食品追跡の情報の伝達
  - iii 健康危害を与える食品の当局への通知
  - iv リスク回避，削減行動を当局と協力
- (7) 飼料に対する責任（飼料事業者）（第20条） i， ii， iii， iv
- (8) 製造物責任（第21条）